

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、益田市条例第5条に基づいて、事業者の概要を説明します。

1. 事業者概要

法人名称	社会福祉法人 梅寿会
法人所在地	益田市高津四丁目6番40号
代表者	理事長 大畑 國男
電話番号	0856-22-8588
ファクシミリ番号	0856-22-5070
設立年月	昭和53年12月23日
経営理念	私たちは、人権が尊重され、「笑顔、やさしさ、思いやり」のある豊かな地域社会づくりに貢献します。

2. 事業所の概要

事業所の名称	益田市西部地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)
事業所の所在地	益田市高津四丁目6番40号
管理者名	橋本阿由美
電話番号	0856-22-2028
ファクシミリ番号	0856-22-2029
指定年月日・指定番号	平成30年4月1日 3200800054
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当者	看護師1名以上 社会福祉士1名以上 主任介護支援専門員1名以上、介護支援専門員1名以上 社会福祉主事1名以上
通常の事業実施地域	益田市西部地区
営業日及び営業時間	月曜日から金曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時30分

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

(単位：名)

職種	人員	区分		保有資格
		専従	兼務	
施設長	1		1	社会福祉主事、介護支援専門員
管理者	1		1	社会福祉士、介護支援専門員
介護予防支援員	7以上		1以上	主任介護支援専門員
			1以上	保健師又は看護師等

		1以上	社会福祉士・介護支援専門員
		2以上	介護支援専門員
		1以上	社会福祉主事

(2) 主な職員の職務内容

施設長 地域包括支援業務全般の統括

管理者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

介護予防支援員 指定予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

4. 利用料金

(1) 利用料金 別表1のとおりです。

ただし、要支援認定及び事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき、厚生大臣が定める基準額に応じて金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費 市内にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 利用者が要支援認定者及び事業対象者となられた場合、可能な限り居宅において、その能力に応じた自立した生活が営むことが出来るように配慮し、利用者の選択により適切な介護予防サービス、保健医療サービス及び施設サービス等との連携を得て、総合的かつ効果的に介護予防サービス計画を提供されるよう配慮し努めます。
- ・ 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類等が特定の事業者により偏らないよう公平・中立に事業を実施すると共に、要支援状態の軽減・悪化の防止・予防に資するよう、医療サービスとの連携にも十分配慮して行います。

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施概要等

- ・ 利用者や家族のサービスの希望、並びに利用者について把握された課題に基づき、地域における介護予防サービス体制を勘案し、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ介護予防サービスの原案を作成します。また、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- ・ 利用者は、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ 介護予防サービス計画作成後においても、利用者、家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うと共に、必要に応じて介護予防

サービス計画の変更、事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

- ・利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えられるように提示します。
- ・利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められた場合、要支援状態の区分変更認定の申請等を行い、必要なサービスの提供を行います。
- ・当事業所での介護予防サービス計画作成が困難な場合には、居宅介護支援事業所に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施を依頼します。受託した居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画を作成するにあたり、当事業所は助言・指導および妥当性の評価を行います。

(3) 秘密の保持について

- ・当事業所は、職員に対して業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報を保持させます。職員でなくなった後においてもこれらの秘密等を保持させます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所への相談・苦情担当・第三者委員

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者 橋本阿由美（センター長）

苦情受付責任者 坂本みゆき（施設長）

電話 0856-22-2028 FAX 0856-22-2029

第三者委員 福原 昌子 益田市七尾町 9-35 電話 090-7504-0303

第三者委員 藤下由美子 益田市高津三丁目 3-7 電話 090-4142-8447

(2) その他

当事業所以外に、平日は市の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

益田市高齢者福祉課 電話 0856-31-0218

受付時間 8:30～17:15

島根県国保連合会 電話 0852-21-2811

受付時間 9:00～17:00

島根県運営適正化委員会 電話 0852-32-5913

受付時間 8:30～17:00

7. 第三者評価の実施状況

当センターにおいて福祉サービス第三者評価制度による第三者評価は実施しておりません。

8. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族及び益田市に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

(2) 事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やか

に損害賠償を行います。

利用料金別表

種類	基本単価	内容
介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントA)	4,380円/月	指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を行った場合 (介護予防ケアマネジメントA)
初回加算	3,000円/件	新規に介護予防支援計画を作成し、指定介護予防ケアマネジメントの提供を行った場合
委託連携加算	3,000円/件 (ケアマネジメントCについては該当なし)	新規に介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際に、利用者の必要な情報を提供し、介護予防支援計画の作成等に協力した場合

令和 年 月 日

サービスの提供について、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所名 益田市西部地域包括支援センター
説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項説明書の説明を受け、同意します。

利用者 住 所 益田市
氏 名 印

家族(代理人) 住 所
氏 名 印
続 柄